

六ヶ所監第8号
平成26年 8月 1日

六ヶ所村長 戸田 衛 様

六ヶ所村監査委員 海津 清美

六ヶ所村監査委員 高橋 文雄

平成25年度財政健全化及び経営健全化審査意見書について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、提出を受けた健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類並びに同法第22条第1項の規定による資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査した結果、次のとおり意見書を提出します。

平成 25 年度財政健全化審査意見書

1 審査の対象

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類。

2 審査の期間

平成 26 年 8 月 4 日

3 審査の概要

平成 25 年度の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の結果

健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

	健全化判断比率	平成 25 年度	平成 24 年度	早期健全化基準(平成 25 年度)
	実質赤字比率	- (%)	- (%)	13.81 (%)
	連結実質赤字比率	- (%)	- (%)	18.81 (%)
	実質公債費比率	5.3 (%)	5.5 (%)	25.00 (%)
	将来負担比率	- (%)	- (%)	350.0 (%)

実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は「 - 」を記載している。

総括表 健全化判断比率の状況 (平成25年度決算)

Ver.25.00

(単位:%)

地方公共団体 コード	都道府県名	市区町村名	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
024112	青森県	六ヶ所村	-	-	5.3	-

団体区分

5.町村

必ず選択して下さい。

(単位:%)

標準財政規模 (千円)	うち臨時財政対策債 発行可能額	早期健全化基準	13.81	18.81	25.0	350.0
	7,793,904	0	財政再生基準	20.00	30.00	35.0

会計名		実質収支額	(分母比)
一般会計等	一般会計	191,744	2.5
	定住促進特別会計	0	
	土地区画整理特別会計	0	
	小計	191,744	2.5
	標準財政規模	7,793,904	100.0
	実質赤字比率 (%)	-2.46	

会計名		実質収支額	(分母比)
公営企業に係る特別会計以外の会計のうち	国民健康保険特別会計(事業勘定)	35,086	0.5
	国民健康保険特別会計(施設勘定)	765	0.0
	後期高齢者医療特別会計	4,975	0.1
	介護保険特別会計(保険事業勘定)	7,336	0.1

実質収支又は連結実質収支が黒字である場合、「実質赤字比率 (%)」又は「連結実質赤字比率 (%)」は負の値で表示されます。

会計名		資金不足・剰余額	(分母比)
法適用企業	水道事業会計	559,687	7.2
	農業集落排水事業会計	44,694	0.6
	下水道事業会計	224,042	2.9
法非適用企業			
	合計	1,068,329	13.7
	標準財政規模(再掲)	7,793,904	100.0
	連結実質赤字比率 (%)	-13.70	

総括表 将来負担比率の状況 (平成25年度決算)

Ver.25.00

団体名 青森県六ヶ所村

将来負担額

(単位:千円)

地方債の現在高	債務負担行為に 基づく支出予定額	公営企業債等 繰入見込額	組合 負担等見込額	退職手当 負担見込額	設立法人の 負債額等 負担見込額	地方道路公社			連結実質 赤字額	組合連結実質 赤字額負担見込額
						地方道路公社	土地開発公社	第三セクター等		
6,478,651	0	6,041,738	342,908	1,399,546	0	0	0	0	0	1,806
(分母比) 89		83	5	19						0

充当可能財源等

(単位:千円)

充当可能基金	充当可能 特定歳入	基準財政需要額 算入見込額	
		うち都市計画税	
9,889,026	340,715	0	6,294,496
(分母比) 136	5		86

将来負担額 A	14,264,649	196	—	充当可能財源等 B	16,524,237	227	A - B	-2,259,588	-31	将来負担比率 (%)	-
標準財政規模 C	7,793,904	107	—	算入公債費等の額 D	498,042	7	C - D	7,295,862	100		-30.9

平成 25 年度経営健全化審査意見書

1 審査の対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類。

2 審査の期間

平成 26 年 8 月 4 日

3 審査の概要

平成 25 年度の公営企業会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の結果

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

公営企業会計の名称	平成 25 年度資金不足比率	平成 24 年度資金不足比率	経営健全化基準 (%)
水道事業	-	-	20.0
農業集落排水事業	-	-	
下水道事業	-	-	

資金不足がない場合は「-」を記載している。

